

3 交通災害共済加入のとりまとめについて

(1) 自治会にお願いすること

- ①自治会内にチラシの配布、「放送」等で広報をしていただくこと
- ②加入申込みのとりまとめをしていただくこと

(2) とりまとめ方法

- ① 加入希望者から、必要事項を記入した「加入申込ハガキ」と「掛金」を受領する。

交通災害共済は、

- 令和3年4月1日に北栄町住民登録がある方が加入できます。
- 加入手続き後、3月31日以前に町外に転出された場合は、自動的に解約となり、掛金を返金します。

- ②「加入申込ハガキ」についている「預り証」に取扱者の印を押印し、加入希望者に返す。取扱者は実際に取扱いをした方（班長、自治会長等）
- ③「申込とりまとめ表」に、申込み受付状況を記録する。
- ④ すべてのとりまとめが終わったら、「加入促進交付金申請書兼報告書」を作成する。
- ⑤ とりまとめたものを役場に提出する。
 - 提出するもの（4点）
 - ・加入申込ハガキ
 - ・掛金
 - ・申込とりまとめ表
 - ・加入促進交付金申請書兼報告書
 - 提出期限
令和3年3月11日（木曜日）
 - 提出先
大栄庁舎総合窓口（町民課窓口）
北条支所

(3) その他

- ① 加入申込ハガキは2月中旬、各家庭に郵送します。
- ② チラシは1月末の全戸配布で、「申込とりまとめ表」「加入促進交付金申請書兼報告書」の様式は、2月中旬に自治会長に郵送します。
- ③ 加入された方へは「加入者証」を5月上旬に郵送します。
- ④ 自治会とりまとめ1人当たり80円を加入とりまとめ交付金として、8月中旬にお支払いします。

問合せ先 総務課情報防災室（電話 37-5862）